新監査公表第 13 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

平成30年3月26日

新潟市監査委員　貝　瀬　壽　夫
同　伊　藤　秀　夫
同　渡　辺　有　子
同　加　藤　大　弥

監査結果等に基づく措置
平成29年度第2期定期監査及び行政監査結果報告（平成29年12月26日新監査公表第9号）分

監査の結果等（指摘・意見）内容	措置		措置実施部署
	改善措置または対応措置（措置実施日）	再発防止措置（措置実施日）	
《指摘事項》 ひまわりクラブの管理において、不適切な事務処理が行われていたものについて（こども未来部こども政策課） ひまわりクラブの管理については、こども政策課、指定管理者、各区健康福祉課が関わっており、こども政策課が指定管理者の指定を行い、指定管理者が施設の管理運営を行っている一方、区健康福祉課が財産を所有しており、施設運営と財産の所管が異なる状況にある。 この度、リース期間満了後に市に無償譲渡されたひまわりクラブのプレハブ施設の内、３つの施設だけがこども政策課の財産、他の施設は区健康福祉課の財産という事例が見られたことから、その役割を確認したところ、施設管理をはじめとする役割分担について明文化されておらず、各区健康福祉課は財産管理を所管していても、ひまわりクラブの施設運営に係る裁量権は与えられていない。また、一部とはいえ、地域コミュニティ協議会が指定管理者になっている中で、現状の役割分担が適切であるか、検討の余地があるように考えられる。 ひまわりクラブの運営に関わる部署・団体の連携は重要であることから、改めて、ひまわりクラブに関する役割分担をそれぞれの共通認識のもと、どのように考えるのが適当なのか、その方向性について早急にこども政策課と各区健康福祉課で協議し、明文化されたい。 また、市の財産である備品について、物品管理規則には、備品管理システムに登録し、備品整理番号票を付け備品台帳と常に照合できるようにしておく必要がある旨規定されているが、適正な管理がなされていなかった。指定管理者は備品台帳により管理を行うことなどが業務仕様書に定められているが、ひまわりクラブの備品台帳が作成されていなかった。 指定管理者交替時には、特に、備品が確実に引き継がれる必要があるため、亡失や盗難などを防ぐ観点からも、次の指定替えまでに備品台帳を作成し、協定書に添付されたい。また、指定管理者にも、備品台帳により備品管理を行うよう指導されたい。 【合規性】	1　財産の所管が異なっていた件 3施設の管理（所属替え）については平成29年12月13日、14日に該当の2区と協議し、これまで通り区で施設管理することで了解。現在財産活用課と施設課がこの件について協議をしており、協議が済み次第事務手続きを行い所属替えを行う。 2 備品の適正な管理がなされていなかった件 早急に備品登録に着手し、備品台帳を作成し、協定書にも添付するとともに、指定管理者に対し、協定書に従い適正に備品管理を行うよう指導を徹底する。また、指定管理者交代時に備品が確実に引き継がれるよう準備を進める。 （平成29年12月13日～平成30年3月31日）	1　財産の所管が異なっていた件 当課と区健康福祉課との役割分担を明確にするため、早急に区との協議を開始するが、指定管理者が円滑に事業運営できるよう、H31年度の指定管理者切り替えの際に合わせて、事務分担も変更できるよう準備を進める。 2　備品の適正な管理がなされていなかった件 早急に備品登録に着手し、備品台帳を作成し、協定書にも添付する。指定管理者に対し、協定書に従い適正に備品管理を行うよう指導を行う。次期指定管理者交代時に備品が確実に引き継がれるよう準備を進める。 （平成29年12月13日～平成30年3月31日）	こども未来部 こども政策課
	指摘対象部署に対し、適正な備品管理を行うよう指導を行った。 （平成30年1月11日）	各所属に対し、備品管理の適正な事務処理について通知を行う。 （～平成30年3月31日）	【制度所管部署】 財務部契約課
《指摘事項》 緊急修繕工事等通知書に基づく一者随意契約に係る契約事務において、執行方針に反した不適切な事務処理が行われていたものについて（西蒲区建設課） 緊急修繕工事等通知書に基づく一者随意契約（以下「緊急一者随意契約」という。）による執行は、政令指定都市移行に伴い、本市が国県道の管理を行うことになったことを契機に、緊急時における道路などの速やかな安全確保を図ることを目的に創設された。 西蒲区建設課が平成29年4月から8月までに契約した100万円未満の工事は261件であり、この内、緊急一者随意契約にて執行した工事は247件、全体の94.6%であり、そのほとんどが緊急一者随意契約にて行われていた。本監査において、これらの工事から56件を抽出し、関係書類の内容を確認したところ、緊急一者随意契約による執行が認められていない道路照明、カーブミラーや排水管などの新設工事が16件行われていることが判明した。 緊急一者随意契約の不適切な運用は、競争行為がはたらかないことによる市の損失、業者選定の公平性が損なわれるおそれがあることから、適切な運用を図らなければならない。 また、地元要望などに応えて新設する場合であっても、計画的に見積り合わせなどの手続きを行うことにより、経費の節減にもつながり、限られた予算を有効活用できたことも考えられる。 なお、同課は平成22年度第1期、平成24年度第1期の定期監査においても同様の指摘を受けており、再発防止及び適正な執行に努める旨、監査委員宛て措置を通知しているにもかかわらず、改善がなされていない。 今後、緊急一者随意契約の運用については、制度の趣旨をよく理解し、制度に適合する工事についてのみ適用し、適正な契約事務の執行に努められたい。 【合規性】	課内で緊急修繕工事等通知書に基づく一者随意契約に関して執行可能案件の徹底に関する研修実施。 緊急修繕工事等通知書に緊急修繕該当項目例（正式な項目表を作成した平成30年1月11日までの間の添付様式）の添付を義務付けし、チェック機能の向上を図り再発防止を図った。 （平成29年12月26日～平成30年1月10日）	緊急修繕工事等通知書の様式を改め、建設課だけではなく総務課2名の決裁欄を追記してチェック機能を増やし再発防止を図った。また、併せて新たに緊急修繕該当項目表の添付を義務付けし、更にチェック機能の向上を図り再発防止を図った。 （平成30年1月11日～）	西蒲区建設課
	各区建設課及び各土木事務所に対し、通知文書（「緊急修繕工事等通知書に基づく一者随意契約に係る契約事務における適切な事務処理の徹底について（通知）」）を発出し、周知徹底を図った。 （平成30年2月20日）	毎年4月に行っている維持管理担当会議の場において、各区建設課及び各地域土木事務所の実務担当者に対し、緊急修繕工事等通知書に基づく一者随意契約における適切な事務処理に関する再周知を行う。 （平成30年4月1日～）	【制度所管部署】 土木部土木総務課